

吉川松伏防火安全協会会則

目 次

| | |
|--------------|-------------|
| 第1章 総則 | (第1条—第3条) |
| 第2章 会員 | (第4条) |
| 第3章 役員 | (第5条—第9条) |
| 第4章 参与及び顧問 | (第10条・第11条) |
| 第5章 会議 | (第12条—第15条) |
| 第6章 経費及び会計 | (第16条—第21条) |
| 第7章 簿冊 | (第22条) |
| 第8章 加入及び脱会除名 | (第23条—第27条) |
| 第9章 雑則 | (第28条—第30条) |

附 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 吉川松伏防火安全協会（以下「本会」という。）と称し、事務局を吉川松伏消防組合消防本部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、危険物の安全管理と防火対象物等の防火管理体制の向上を図り、災害を防止し、もって会員事業所の振興発展と相互の融和親睦を図り、社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及に関する事。
- (2) 防火管理、危険物安全管理の研究調査に関する事。
- (3) 消防関係法令の普及徹底に関する事。
- (4) 講習会、視察研修会等の開催に関する事。
- (5) 災害危険度及び消防用設備等の改善に関する事。
- (6) 自衛消防組織の指導及び育成に関する事。
- (7) 災害発生時の相互協力に関する事。
- (8) 会員の表彰に関する事。
- (9) 会員の弔意に関する事。
- (10) その他本会の目的達成に必要と認める事業。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

1 正会員

- (1) 危険物製造所等の事業所またはその代表者。
- (2) 防火対象物の事業所またはその代表者。

2 賛助会員

本会の趣旨に賛同するもの。

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 2名

(役員を選出)

第6条 本会の役員を選出については次のとおりとする。

- (1) 本会の会長は理事の互選により選出する。
- (2) 副会長は理事の中から会長が選任する。
- (3) 理事は総会において会員の中から選出する。
- (4) 監事は会長がこれを委嘱する。
- (5) 幹事は消防長の承認を得て消防事務担当者から会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第7条 本会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理し各会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事は本会の会務を掌理し会長に対しその責に任ずる。
- (4) 監事は本会の会計を監査し会長に対しその責に任ずる。
- (5) 幹事は本会の庶務および会計事務を分掌し会長に対しその責に任ずる。

(役員任期)

第8条 役員は名誉職とし任期2年とする。ただし、再任を妨げない。

(補充役員任期)

第9条 役員中欠員を生じたときは補充することができる。ただし、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 参与及び顧問

(参与)

第10条 参与は次の職にある者を会長が推薦する。

- (1) 賛助会員中の代表
- (2) 学識経験者

参与は会の主要事務の諮問に応ずる。

(顧問)

第11条 役員会の推薦により顧問を置くことができる。

2 顧問は次に掲げる者のうちから会長がこれを委嘱する。

- (1) 市長及び町長
- (2) 前会長
- (3) 消防長
- (4) 消防団長

顧問は重要事項の諮問に応ずる。

第5章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第13条 総会は定例総会及び臨時総会とし、定例総会は毎年1回以上会長が召集し次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) その他必要な事項

臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上の請求があったとき会長がこれを召集する。

(役員会)

第14条 役員会は必要に応じ随時会長がこれを召集し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 重要事項及び事業計画
- (3) その他会長において必要と認めた事項

(議決)

第15条 各会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決するものとする。

第6章 経費及び会計

(経費)

第16条 本会の経費は会費、入会金及びその他の収入をもって充て幹事がこれを管理する。

(会費及び入会金)

第17条 本会の会費及び入会金は別表のとおりとする。

(会費の徴収)

第18条 本会の会費及び入会金は別紙第1号様式によりこれを徴収するものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(支出)

第20条 本会の経費を支出するときは別紙第2号様式により会長の支出命令を受けなければならない。

(会費の保管)

第21条 収入金は会長名をもって、会長の指定する金融機関に預け入れるものとする。

第7章 簿冊

(本会の簿冊)

第22条 本会に次の簿冊を備え会務の顛末を記録するものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 金銭出納証付書類簿
- (5) 会費徴収簿
- (6) 会議録
- (7) 雑書綴

第8章 加入及び脱会除名

(会員の加入)

第23条 本会に加入しようとするときは別紙第3号様式の申込書をもって届出するものとする。

また、事業所若しくは代表者の変更があったときは別紙により届出するものとする。

2 前項の届出があったときは会員名簿に登録するものとする。

(脱会)

第24条 会員が脱会しようとするときはその旨を別紙第4号様式により届出なければならない。

また、会費に未納があるときは完納しなければならない。ただし既納の会費は還付しないものとする。

(除名)

第25条 会員に次の各号の一に該当する事実があるときは役員会の議決により除名することができる。

- (1) 1年以上会費を納めないとき。
- (2) 本会の名誉を棄損したとき。

(事業の細則)

第26条 第3条に規定する事業の細部については役員会で審議して決定するものとする。

(報告)

第27条 会員の事業所において危険物に起因する火災が発生したときまたはこれに準ずる災害が発生したときはその概況を会長に報告するものとする。

2 会長は前項の報告を受理したときは役員会に付し検討するものとする。

第9章 雑 則

(会則の改廃)

第28条 本会則は総会の議決を経なければ改廃することができない。

(必要な内規)

第29条 会長は本会則施行について必要な事項は役員会の議決を経て内規を定めることができる。

(慶弔について)

第30条 この規定は協会の在職中において生じる慶弔並びに見舞金を次のとおり贈ることができる。

- (1) 弔慰金 10,000円及び供花
- (2) 見舞金 10,000円

病気見舞金は入院または1ヶ月以上の病床にあるもの。

2 その他の慶弔については役員会において決する。

附 則

(施行日)

- 1 この全部改正会則は、平成19年6月13日から適用する。
- 2 この会則施行の日に現に会員にあるものは第17条の規定は平成20年4月1日から適用する。

(廃止)

- 3 吉川・松伏危険物安全協会会則（昭和48年）は廃止する。

吉川松伏防火安全協会旅費規程

第1条 この規程は、吉川松伏防火安全協会役員並びに事務局職員（以下「役員」という。）に対し支給する旅費について規定することを目的とする。

第2条 吉川松伏防火安全協会の職務のために旅行を命ぜられた場合（以下「出張」という。）には当該役員に対し旅費を支給する。

第3条 出張命令は、会長が行わなければならない。

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 鉄道賃、船賃は鉄道旅行及び水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等によりその実費を支給する。

3 車賃は、陸路（鉄道を除く）旅費について、路程に応じ、1キロメートル当りにつき別記の定額により支給する。

4 定期バスを利用できる路線による出張の場合の車賃は、前項の規定にかかわらず当該定期バス料金に相当する額とする。

5 日当は、出張中の日数に応じ、1日当りにつき別記の定額により支給する。

6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、一夜当りにつきその実費額とする。

第5条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

第6条 旅費の支給を受けようとする出張者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを出張命令者に提出しなければならない。

附 則

本規程は平成19年6月13日から適用する。

別 記（第4条関係）

| | | |
|-----|------------|--------|
| 車 賃 | 1キロメートルにつき | 30円 |
| 日 当 | 1日につき | 1,600円 |

別 表（第17条関係）
吉川松伏防火安全協会会費

協会の会費は次のとおりとする。

（平成20年4月1日）

| 会 費 種 別 | | 会 費 | | |
|------------|--------------------------|-------------|-----------------|---------|
| 正会員 | 防火管理者を置く事業所またはその代表者 | 収容人員または従業員数 | 100人以上 | 16,000円 |
| | | | 50人以上 100人未満 | 14,000円 |
| | | | 30人以上 50人未満 | 10,000円 |
| | その他の防火対象物の事業所または代表者 | | | 7,000円 |
| | 危険物施設製造所、貯蔵所、取扱所またはその代表者 | 危険物施設が3施設以上 | 指定数量の50倍以上 | 16,000円 |
| | | | 指定数量の50倍未満 | 14,000円 |
| | | 危険物施設が3施設未満 | 指定数量の50倍以上 | 14,000円 |
| 指定数量の50倍未満 | | | 10,000円 | |
| 賛助会員 | 本会の趣旨に賛同するもの | | | 7,000円 |
| 入会金 | | | | 5,000円 |